



保育の必要性を証明する書類

保育の必要事由に応じて「就労証明書」「添付書類」の提出が必要です。

- 世帯全員の分(18歳～64歳が対象、学生は除く)が必要です。(世帯分離している家族も含む)
- 保護者の方が単身赴任等で住所を別に行っている場合も同世帯となります。就労証明書等の書類をご準備ください。
- 海外赴任の場合は、令和7年及び令和8年中の収入額が確認できる書類が必要になります。
- 就労証明書、医師の診断書及び介護・看護状況申告書の様式は佐久市ホームページ「令和9年度保育所等入所のご案内」からダウンロードできます。

保育の必要事由	具体的事由	提出書類	注意事項等
① 就労 会社勤務 パート等	保護者が家庭外で仕事をすることを常態としていること。(在宅勤務を含む。)	☐ 3か月以内に発行の就労証明書 (就労先事業者が記入)	1か月あたり64時間以上の労働を常態としてしていることが必要です。 育児休業から復職する方も含みます。
① 就労 自営業 農業 内職等	保護者が自営業、農業等に就労することを常態としていること。	☐ 3か月以内に発行の就労証明書 (事業主(経営者)が記入) ☐ 「確定申告書の写し」や「開業届の写し(開業初年度のみ)」等、その仕事に従事していることが分かる書類	1か月あたり64時間以上の労働を常態としてしていることが必要です。
② 母親の出産前後	母親が妊娠中であるか、又は出産後間もないこと。	☐ 母子手帳の写し (表紙及び <u>出産(予定)日の記載されている頁</u>)	出産予定日の属する月の前後2か月の利用を限度とします。 (例:出産予定日が10月11日の場合は、8月1日～12月31日の期間で利用が可能)
③ 保護者の疾病・障がい	病気やケガであったり心身に障がいなどがあること。	☐ 医師の診断書等	
④ 同居家族の介護・看護	児童の家庭で長期にわたり介護(看護)を必要とする親族がおり、その介護(看護)に常時あたっていること。	☐ 介護・看護状況申告書 ☐ 介護(看護)を受ける方の診断書、身体障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写し等	入院・入所者の介護・看護での認定はできません。
⑤ 災害復旧	火災・風水害・地震などの災害のため、その復旧にあたっていること。	☐ 災害証明書等	
⑥ 求職活動(起業準備含む)	保護者が求職活動を行っている、又は児童の入所後から求職活動を行うこと。	なし	3か月の利用を限度とします。
⑦ 就学	就学していること(職業訓練校における職業訓練を含む)。	☐ 学生証又は在学証明書 ☐ カリキュラム等	
⑧ 虐待・DV	保護者及び児童が虐待やDVのおそれがあること。	☐ 申立書等	
⑨ 育児休業中の継続利用	育児休業前に、 <u>既に保育を利用していたり</u> 継続利用が必要であること。	☐ <u>育児期間の記載のある</u> 3か月以内に発行の就労証明書 (就労先事業者が記入)	※3歳以上児の場合は空き状況により新規申込でも該当となる場合があります。

※契約期間の記載がある就労証明書を提出された場合は、期間の終了までに次の契約期間が記載された就労証明書を提出してください。なお、特記事項等で契約期間が自動更新される旨の記載がある場合は、この限りではありません。

※同居のご家族に障がい者手帳をお持ちの方がいる場合は、手帳のコピーを別途添付してください。